

平成26年5月●日

「空港経営改革の推進に係る着陸料の提案割引制度」公募要領(案)

国土交通省航空局航空戦略課

1. 制度の趣旨

低迷する国内航空需要や航空市場における競争の激化を背景として、地方航空ネットワークの維持・充実は一層困難となっており、企業努力に依存した形での路線の確保は限界を迎えている。こうした中で、地域の実情に応じて地方路線の維持・充実を図るために、地方公共団体や地場産業等を含む地域がこれまで以上に主体的な役割を果たし、航空会社とのパートナーシップを通じて具体的な措置を講じることが期待されている。

また、空港に関する民活空港運営法の成立を契機に空港運営の民間委託を進めること等を通じて、空港を核に地域が創意工夫を凝らし、内外の交流人口の拡大による地域活性化を実現することが期待されている。

こうした状況を踏まえ、空港経営改革に前向きな地域を対象として、路線充実に向けた提案を募集し、創意工夫に優れたモデル的な提案路線について、新規就航・増便した場合の着陸料の時限的な軽減措置を講ずる制度を導入する。これにより、空港経営改革の推進に対するインセンティブを付与するとともに、路線充実や空港を核とした地域活性化に向けた地域の主体的な取組を促し、地域間競争を通じた地域の取組の高度化を図るものとする。

2. 提案主体

空港経営改革に前向きな地域の ①地方公共団体、又は②地方公共団体を構成員に含む協議会等(以下「地方公共団体等」という。)とする(ただし、国管理空港及び共用空港が所在する地域の地方公共団体等に限る)。

①、②のいずれの場合においても、提案路線を運航する予定の航空会社と共同で応募するものとする。

※共用空港については、新規就航・増便に関する防衛省等との調整が整うことを前提。

※地域との交渉状況等は航空会社の営業戦略において重要な情報であることから、当該航空会社の意向を踏まえ、評価・選定時における情報の取扱いについては十分に配慮する。

3. 提案対象路線

直前1年間(平成 26 年冬ダイヤからの新規就航・増便の場合:平成 25 年冬ダイヤ及び平成 26 年夏ダイヤ)の運航頻度が概ね1日2便以下の路線における新規就航・増便について対象とする。

国内線・国際線を問わない。季節運航やチャーター運航についても対象とする。

既に当該路線で運航している航空会社以外の者の就航による増便(既存路線のダブルトラック化)は対象外とする。

空港ごとの提案数の上限は設けない。

平成 26 年度中に新規就航・増便するものを対象とする(平成 26 年冬ダイヤ当初からの新規就航・増便に限らない)。

本制度の適用期間(3年間)継続的に運航することを前提。途中で運航を取りやめる等、提案内容に沿った形での運航が行われない場合には、以降の本制度への応募を制限する等の措置を講ずる場合がある。

平成 26 年夏ダイヤに既に新規就航等した路線についても、本制度の活用により路線の安定的な確保等につながる優れたものであれば提案を妨げない。

4. 着陸料の軽減措置の内容

選定された提案を共同で行った航空会社が、当該提案内容に沿った形で運航することを条件として、選定路線における当該航空会社の新規就航・増便分の着陸料を以下のとおり軽減する。

他の軽減措置の適用がある路線については、当該軽減措置の適用後の金額に更に下記の軽減率を適用する。また、提案空港への着陸に係る着陸料に限り軽減し、提案路線の相手方空港への着陸に係る着陸料は軽減しない。

平成 26 年 11 月～平成 27 年 10 月 80%軽減

平成 27 年 11 月～平成 28 年 10 月 50%軽減

平成 28 年 11 月～平成 29 年 10 月 30%軽減

※平成 27 年度以降の軽減措置については、予算措置されることを前提。

※「新規就航・増便」は直近1年間(平成 25 年冬ダイヤ及び平成 26 年夏ダイヤ)との比較で判断する。

※1日当たり複数便の増便を行う提案を妨げない。当該提案が選定された場合には、当該複数便すべてを軽減措置の適用対象とする(例:未就航路線に1日2便で新規就航する提案が選定された場合には、当該2便分ともに軽減措置の適用対象とする)。

※新規就航・増便の開始が平成 26 年 12 月以降となる場合であっても、上記の軽減率・適用期間は変更しない。

※提案空港において空港経営の民間委託が実現した場合には、運営権者が着陸料

を設定することとなるため、以後は国による本軽減措置は終了する。

5. 提案の評価と路線の決定

提出された提案について、「地方航空路線活性化プログラム及び着陸料の提案割引制度の評価等に関する懇談会」(以下「有識者懇談会」という。)において、評価項目(別紙1)を踏まえて総合的な評価を行い、当該評価を踏まえて、国土交通省において着陸料の軽減措置の適用対象を決定することとする。

選定路線数は1~2路線程度とする予定。

6. 応募に際しての必要書類

応募に際しては、別紙2「提案書様式」の項目を具体的かつ明瞭に記入の上、提出すること。様式については、原則別紙2を使用することとするが、追加的に資料を添付することを妨げない。

加えて、提案の概要資料(PowerPoint 形式)を提出すること。

- ・提案書(別紙2):応募者概要、対象路線、目標、取組体制、施策内容等

※全体でA4用紙10枚以内を目安とする

- ・提案概要(Power Point 形式):提案の概要

※様式自由(A4横置き)

※全体でA4用紙5枚以内を目安とする

7. 募集期間・提案書類提出方法

(募集期間)

平成26年5月23日(金)~平成26年6月18日(水)18:15必着

※締切後の提出は一切認めない。

(提出方法)

応募書類を以下の宛先に電子メールにより提出するとともに、確認のために電話連絡をすること。

宛先:国土交通省航空局航空戦略課 提案割引制度担当

TEL:03-5253-8695

E-mail:tyakurikuryou-teianwari@mlit.go.jp

※提案内容や応募書類の作成・提出方法に関する相談等を受け付けていますので、上記宛先にお問い合わせください。

8. 提案提出後の手続きとスケジュール

(提案内容の確認) ~7月上旬

提案内容について確認するため、必要に応じて有識者懇談会事務局より問い合わせを行うことがある。

(提案に対する評価) 7月上旬～中旬

有識者懇談会において、評価基準(別紙1)に基づき、評価を実施する。なお、有識者懇談会における評価は非公開で実施するものとする。

(対象路線の選定) 7月中

提案に対する有識者懇談会の評価結果を踏まえ、国土交通省において本制度の選定路線を決定する。なお、公募・選考状況等を踏まえて追加公募・選定を行う場合がある。

取組状況や成果等を検証するため、必要に応じ、提案を提出した地方公共団体等及び航空会社に対して、その取組状況等に関する報告を求める。

9. 留意事項

提案の評価及び選定が終わるまでの間、本制度に応募予定又は応募済みの地方公共団体等、航空会社又はその関係者が、その手段の如何に問わらず、本制度に関連し、有識者懇談会委員に接触することを禁ずる(選定過程で必要とする場合を除く)。上記に反し、委員に接触したことが判明した場合、当該地方公共団体等は本制度への応募資格が喪失したものと見なす場合がある。

「空港経営改革の推進に係る着陸料の提率割引制度」の評価項目

提案内容・項目	評価項目
1.ネットワークの充実や空港の活性化に向けた課題分析・目標設定等の評価	<ul style="list-style-type: none"> ・本制度を活用して路線の新規就航・増便を行うことにより達成したい政策目的が具体的かつ明確か。 ・目的が、当該路線の活用促進に留まらず、地域全体の活性化に繋がるものか。 ・これまでの取組の評価、過去からの社会経済状況の変化、今後の需要見込み等、当該空港・路線の現状について具体的かつ定量的な分析が行われているか。 ・現状分析を踏まえ、新規就航・増便に向けた課題が具体的かつ整合的に設定されているか。 ・課題分析に基づき、具体的かつ実現可能な目標(旅客数、搭乗率等)が考えられているか。
(1)応募の目的・課題分析	<ul style="list-style-type: none"> ・本制度の適用期間(3年)のみならず、その後の持続的な取組を想定した目標が考えられているか。
(2)目標設定・目標達成に向けた全体の工程表	<ul style="list-style-type: none"> ・目標達成に向け、取組全体の具体的かつ整合的な工程表が作成されているか。
(1)空港経営改革	<ul style="list-style-type: none"> ・空港経営改革を進めることにおいて、地域全体として高い関心を有しているか(地方自治体等における調査・検討にとどまらず、地域の関係者・住民の理解が醸成されているものを高く評価)。 ・本制度の活用により得られた成果を今後の空港経営改革の推進にどう生かしていくか、具体的なビジョン(路線充電を契機とした非航空系事業の乗客力・収益力強化や運営コスト低減等による空港収支の改善、空港経営改革に附する地元の合意形成の促進等)が示されているか。 ・空港経営改革の一環として、航空系事業と非航空系事業の「経営の一体化」に附する合意(空港ビルの譲渡度に附して、関係者に地東力を有する行為(空港ビル株式の譲渡契約の締結、所有権移転の仮登記等))が得られているものを評価)、又は、本制度の活用を契機として空港経営改革に具体的な進歩が見られるか。 <p>※ただし、年間乗降客数が概ね100万人以下の国管理空港や、共用空港については、本項目は評価対象外とする。</p>
2.具体的な取組内容に関する評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ターゲット(観光・ビジネス、インバウンド・アウトバウンド、季節等)が明確に設定され、ターディッド毎に具体的に利用者の増加に幅びく施策が行われるか。 ・具体的に航空会社の運航コスト低減に資する取組(例:施設使用料の削減、等)が行われるか。 ・他地域における良い例となるような先進性を有しているか。 ・過去の実績も踏まえ、実現可能な取組となっているか。
(2)需要喚起策・運航コスト削減策	<ul style="list-style-type: none"> ・本制度の適用期間後も路線を安定的に確保する観点から持続的な取組が想定されているか。 ・また、地域における取組と連携して、航空会社としても路線を持続的に維持する意思を有しているか。
(3)多様な関係者との連携体制	<ul style="list-style-type: none"> ・地方政府が主体的に取り組みつつ、地域企業、経済団体、NPO等多様かつ広域的な関係者と連携する体制が取れているか。 ・持続的かつ具体的な推進体制(組織体制・役割分担等)が確保できているか。
3.考慮事項	<ul style="list-style-type: none"> ・当該路線が結ぶ地域間の旅客流動における航空便の重要性の考慮。 <ul style="list-style-type: none"> ※現在の便数からの増便等の有り様に応じて、利用者利便性への影響を考慮。 ・当該路線が結ぶ地域間の旅客流動における提率を高く評価。 <ul style="list-style-type: none"> ※航空の機内分担率が高いために、地域による評価。 ・経由便によるアクセスの可能性を考慮。 <ul style="list-style-type: none"> ※経由便によつてもアクセス困難な地域を結ぶ路線の提率を高く評価。

空港経営改革の推進に係る着陸料の提案割引制度 提案書様式

(別紙2)

I 応募者の概要

記載項目		記載に当たっての留意事項	
応募団体 （団体の場合は、団体の概要（目的・構成員等）のわかる資料を添付すること。）	地方公共団体名又は協議会等団体名 (団体の場合は、団体の概要（目的・構成員等）のわかる資料を添付すること。)		
	代表者名（役職）		
	共同提案する航空運送事業者		
担当者名及び連絡先 (地方公共団体等及び航空運送事業者)	担当者名（部署・役職）		
	電話番号		
	e-mailアドレス		
	住所		

II 対象路線及び新規就航・増便の内容

記載項目		記載に当たっての留意事項	
① 対象路線	(例) ●●空港—▲▲空港 ※提案空港(整備措置の適用対象空港)を先に記載すること。		
	(例) 直近1年間：1便（通年／定期）→新規就航・増便後 2便（通年／定期）		
	(例) 直近1年間：0便 →新規就航・増便後 1便（季節運航4月～11月／定期）		
	※株式自由		
	(例) 就航予定日：平成26年11月1日		
	(例) 現在：B737-800(170席) × 1便 ⇒新規就航・増便後：B737-800(170席) × 1便		
	(例) 現在：伊丹路線3便、福岡路線2便 ⇒平成26年冬ダイヤ以降：伊丹路線4便、福岡路線2便		
⑤ ①路線における現在の使用機材及び新規就航・増便分の予定使用機材（座席数含む）	(例) ①路線以外の路線の現在の便数（1日当たり）及び平成26年冬ダイヤ以降の予定便数		
	(例) ①路線における過去の実績 (過去10年間の便数、旅客数、搭乗率及び使用機材の変遷)		
	※株式自由		

Ⅲ ネットワークの充実や空港の活性化に向けた取組の提案

※様式自由。各項目を、具体的かつ明瞭に記載すること。分量は、全体でA4紙10枚以内を目安とする。

※Ⅱの内容を踏まえた提案をすること。

※提案の概要資料(パワーポイント様式)をあわせて提出すること。分量は1.について2枚以内、2.について3枚以内を目安とする。

記載項目	記載に当たっての留意事項
1. ネットワークの目的・ネットワークの充実や空港の活性化に向けた課題分析	※代替交通機関や経由便の状況(所要時間、運航頻度、運送実績等)についても記載すること。 (1)応募の目的・ネットワークの充実や空港の活性化に向けた課題分析
(2)ネットワークの充実や空港の活性化に向けた目標の設定・目標達成に向けた全体の工程表	※本制度適用期間(3年)に加え、その後の持続的な取組を想定した目標設定・工程表とすること。
(1)空港経営改革に向けた取組	※各取組について、①具体的な内容・予算見込み、②取組スケジュール、③目標達成に向けて期待される効果 等を記載すること。
(2)需要喚起策・運航コスト削減のための取組	※各取組について、①具体的な内容・予算見込み、②取組スケジュール、③目標達成に向けて期待される効果 等を記載すること。
(3)多様な関係者との連携体制	※各取組について、①具体的な内容・予算見込み、②取組スケジュール、③目標達成に向けて期待される効果 等を記載すること。